

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 2 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、56本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月2日
備考	分割交付： / 回目（ 継続 終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 3 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、160本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月3日
備考	分割交付：2回目（ <u>継続</u> ・終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 4 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、200本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月4日
備考	分割交付：3回目（ <u>継続</u> ・終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 5 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、160本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月5日
備考	分割交付：4回目（ 継続 終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 8 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、200本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月8日
備考	分割交付：5回目（ 継続 ・終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 9 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所 並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、153本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月9日
備考	分割交付：6回目（ 継続 終了）

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物）

原規規発第 20121811 号

令和 3 年 2 月 24 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2020年9月8日付け2020埋埋発第26号をもって確認の申請のあった下記の廃棄体については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、確認証を交付します。

記

事業者の名称及び住所 並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
廃棄体の数量	1,104本（うち、175本）
廃棄物確認終了年月日	令和3年2月24日
備考	分割交付：7回目（継続・ <u>終了</u> ）